**報告様式記載の手引き**

１　共同漁業権（様式第１号　記載例参照）

1. 免許の内容

漁業権の免許番号，種類及び漁業の名称を記載する。

1. 漁場の活用の状況

行使規則に定める行使権者の数（人），延べ操業日数（人・日），対象期間中の漁獲量（㎏）を記載する。

※延べ操業日数（人・日）及び対象期間中の漁獲量（㎏）は，現地調査や聞取り，仕切りや操業日誌等から，実行使日数を把握する。

（３）資源管理に関する取組の実施状況

「資源維持増殖等のために実施している取組」には，種苗放流，休漁日，藻場造成，干潟整備，有害生物の駆除等の取組を記載する。

「その他の取組」には，密漁監視，水産業の体験学習や水産教室，新規就業者向けの研修会の開催等を記載する。

（４）その他（漁業権の種類別留意事項）

①　第1種共同漁業権

漁業の名称（対象生物）毎に，組合員行使者数，延べ操業日数，対象期間中の漁獲量を記載する。

個別に記載することが困難な場合には，複数の漁業についてまとめて記載してよい。

複数の漁業権区域を同日に利用した場合は，それぞれの漁場の利用日数に計上する。

1. 第２種共同漁業権

対象期間中の漁獲量を集計し，漁業の名称ごとに記載する（魚種の区分けは不要。許可・TACの実績と重複があっても可とする。）。

２　区画漁業権（様式第２号　記載例参照）

1. 免許の内容

漁業権の免許番号，種類及び漁業の名称を記載する。

1. 漁場の活用の状況

以下の項目のうち，④～⑥については，養殖漁場活用状況調査結果（様式第２－１～第２－３号）に記載する。

1. 漁業時期
2. 生産量

把握可能な形態・単位で記入する。

例（かき）：むき身○ｔ，殻付き○ｔ

例（魚類小割）：マダイ○t，ハマチ○t（魚種毎に記載する）

例（わかめ）：生ワカメ○t，塩蔵ワカメ○t

生産量を漁場ごとに分けるのが困難な場合はまとめて記載してもよい。

1. 行使権者数

行使規則に定める行使権者の数を記載する。

1. 行使規則（台・棚・本）数

行使規則に定める養殖施設数（台数，柵数，本数など）を記載する。

1. 実行使（台・棚・本）数（及び調査年月日・調査者）

実行使数については，漁場の調査を11月～12月を基準に行い，実行使数を把握し，その調査日と併せて記載する。

1. その他

様式第２－１号（かき筏垂下式）における記載については，別紙「かき筏垂下式養殖漁場活用状況調査における留意事項」参照。

（３）資源管理に関する取組の実施状況

①　漁場環境維持のための取組

　　　　漁場環境維持のための取組や指導の実績を記載する。

1. その他の取組

　　　水産業の体験学習や水産教室，研修会の開催等を記載する。

（４）その他（漁業の名称別留意事項）

　　①　かき筏垂下式

「生産量」について，水揚げまで至らない漁場（育苗漁場・避難漁場など）は，空欄とし，その旨を備考欄に記載する。

「資源管理に関する取組の実施状況（漁場環境維持のための取組）」には，筏，パイプ，フロート等の養殖資材の海洋流出防止のための取組や指導の実績を記載する。

　　　その他，備考欄には，漁具や養殖資材を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない状況を確認した旨など記載する。

②　かき杭打垂下式養殖

「生産量」は，生産物が種板の場合は，種板の枚数を記載する。

1. 個別漁業権としての区画漁業権（様式第３号　記載例参照）

各項目については，団体漁業権に準じて記載する。

　　　一漁期以上にわたって漁業権を行使しないときには，休業期間を定め，別紙様式第４号により，あらかじめ農林水産事務所に届け出ること。

３　留意事項

（１）記録の作成等

* 1. 漁場の活用の状況

漁業権者は，報告の根拠となる記録の作成と保存をすること。

組合員行使権者は，販売伝票，生産履歴など各自のデータの根拠となる記録の保存をすること。

* 1. 資源管理に関する取組の実施状況

漁業権者においては，報告の根拠となる記録の作成と保存をすること。

（２）休業や漁場の一部を利用していない場合について

合理的な理由なく休業又は漁場の一部を活用していない場合は漁業権の取消しや指導の対象となることを留意の上，各様式の備考欄にその理由を記載すること。

「合理的な理由」の例は，次のとおり。

　　【例】

* 資源の回復や漁場の潮通し良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合
* 漁船の修理や漁具の補修を行っている場合
* 操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合
* 台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合　　　　　等

（別　紙）

かき筏垂下式養殖漁場活用状況調査における留意事項

　かき筏垂下式養殖漁場の調査及び様式第２－１号の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

１　調査の対象となる筏は，漁場にある全ての筏であるので，空筏，作業用筏，廃棄を予定

　している筏及び破損している筏も含め調査すること。

２　様式第２－１号は，次の点に注意し漁業権ごとに作成すること。

（１）筏の設置状況を図示するとともに，筏ごとに漁業権行使規則で定められた標識（以下「標識」という。）の番号と地域色を記入すること。

（２）標識を装着していない筏については，その理由が分かるように，作業筏であれば「作業」，空筏であれば「空」，廃棄予定筏であれば「廃」，破損している筏であれば「破損」等と記入すること。

（３）標識を装着していない筏で，その理由が分からないものについては，所有者及び所属漁協名，標識を装着していない理由を調査し，記載すること。